

秋田市告示第249号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、東北地方整備局長から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り東北地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定にしたがって公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は東北地方整備局長あてに送付されるので留意されたい。

令和4年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道川添下浜停車場線改築工事（下浜羽川工区・秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰地内から同市下浜羽川字浜稲場地内まで）およびこれに伴う市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰、字河童長根、字小金沢、字内稲場、字五郎池および字浜稲場地内
 - (2) 使用の部分 秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰、字河童長根、字小金沢、字内稲場および字浜稲場地内
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部建設総務課
- 5 縦覧期間 告示の日から令和4年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで